

令和三年二月

定例島根県議会議案
(条例)

参
考
資
料

目 次

島根県県税条例等の一部を改正する条例	1
--------------------------	---

第76号議案

島根県県税条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律案が国会に提出されたことに伴い、自動車税の種別割の税率の特例等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 改正の内容

ア 自動車税の種別割の新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くし、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減する特例措置について、軽減対象の見直しを行った上で2年間延長すること。

イ 電気事業法の改正による特定卸供給事業の創設に伴い、法人の事業税における電気供給業の事業区分に特定卸供給事業を追加し、発電事業等と同様の方式により課税すること。

ウ 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税について、100分の4の税率を100分の3とする特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長すること。

エ 軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長すること。

オ 免税軽油の引取りを行う免税軽油使用者に対し、免税証への押印を求めないこと。

カ 島根県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正

キ その他規定の整備

(2) この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が令和3年3月31日までに公布されないときは、その効力を失う

こと。

- (3) この条例は、(2)の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定と異なることとなるときは、廃止するものとする。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。ただし、2の(2)及び(3)については公布の日から、2の(1)のカについては改正法の公布の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、2の(1)のイについては令和4年4月1日から施行する。

